

「ふるさと納税事業者支援事業」委託業務  
公募型プロポーザル募集要領

令和4年9月30日  
美波町

「ふるさと納税事業者支援事業」委託業務の実施にあたり受託者を選定するため、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大による人流減少のため、対面しか販売方法を持たない小規模な事業者を支援するため、ふるさと納税返礼品として商品開発、出品配送システムを構築することにより、アフターコロナに向けたプロモーションを兼ねた支援業務を行う最適な者の選定をする公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施するものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

「ふるさと納税事業者支援事業」委託業務

### (2) 業務内容

別添仕様書のとおり。

### (3) 委託料上限額

2,900千円以内（消費税及び地方消費税相当額(税率10%)を含む。）

## 3 応募資格

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であることを条件とする。

### (1) 次の要件を備えたものであること

- ① 過去5年間に於いて類似事例実績を有すること
- ② 徳島県内に事業拠点を有する単体企業であること（コンソーシアム不可）

### (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

### (3) 国または地方自治体から指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者

### (4) 国税及び地方税を滞納していないこと

- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立がなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をした者でないこと
- (7) 美波町暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 3 月 25 日付け美波町告示第 6 号）の入札参加排除措置を受けていないこと

#### 4 応募の手続き等

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

##### (1) 参加申込書の提出

参加申込書(様式第 2 号) 1 部

提出期限

令和 4 年 1 0 月 1 4 日（金）午後 5 時まで（必着）

##### (2) 企画提案書等の提出部数

ア 企画提案書（様式第 3 号） 5 部

イ 提案団体の概要（様式第 4 号） 5 部

ウ 事業計画書（様式第 5 号） 5 部

エ 見積書（様式第 6 号） 5 部（原本 1 部＋コピー 4 部）

オ 直近 2 期分の決算書又は税務申告書類 1 部

（設立 1 年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書）

※オについては、過去 2 年以内に美波町との契約実績がある場合は省くことができる。

※ア～ウについては、電子データ（PDF）を（4）の提出先にメールで送付すること。

<<提出期限>>

令和 4 年 1 0 月 2 1 日（金）午後 5 時まで（必着）

##### (3) 提出方法

郵送若しくは宅配便により提出すること。

※郵送の場合は、「特定記録郵便」としてください。

※封筒の表に「令和 4 年度ふるさと納税事業者支援事業企画提案書」と記載してください。

##### (4) 提出先及び問い合わせ先

〒779-2305 徳島県海部郡美波町奥河内字本村 1 8 - 1

美波町政策推進課 電話 0 8 8 4 - 7 7 - 3 6 1 6

[メール seisakusuishin@minami.i-tokushima.jp](mailto:seisakusuishin@minami.i-tokushima.jp)

## 5 プロポーザル応募に際しての注意事項

### 失効又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失効又は無効となり、その旨を通知する。

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 応募資格の要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積金額が見積限度額以上であった場合
- オ 本募集要項に違反すると認められる場合
- カ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合
- キ その他不正な行為があったと認めた場合

## 6 質疑応答

### (1) 質問の受付期間

令和4年9月30日（金）午前9時から10月7日（金）午後5時まで

### (2) 質疑書の提出

当該公募に係る質問は、質疑書（様式第1号）により行うものとし、「4 応募の手続き等（4）提出先及び問い合わせ先」まで、メールで提出すること。

### (3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募の手続きに関する事項に限るものとする。

※当該者のみが有利となるような質問等（他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等）については回答できません。

### (4) 質問に対する回答

メールにより回答する。

## 7 審査の方法等

### (1) 審査委員会

美波町が設置するプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、審査基準に基づき総合的に審査及び評価を行う。なお、企画提案に関し、必要に応じてプレゼンテーションを実施する。

## (2) 審査基準

項目	配点
① 業務内容の理解度	30
② 企画案の実効性	30
③ 業務実施体制及び計画の実現性	30
④ 経費積算の妥当性	10
評価点合計	100

## (3) 最優秀提案者の選定

審査委員会は各選定委員の審査及び評価に基づき、総合得点の最も高い者を最優秀提案者として選定するものとする。

## (4) 結果の通知

審査結果は、提案者の全てに対し、文書により通知するとともに、結果をホームページにて公表する。

(5) 審査の結果、適切な事業者がない場合は、受託事業者なしとした上で再募集を行う。

## 8 日程

- 令和4年 9月30日(金) 募集開始
- 令和4年10月 7日(金) 質疑書の提出締切り
- 令和4年10月14日(金) 参加申込書の提出締切り
- 令和4年10月21日(金) 企画提案書等の提出締切り
- 令和4年10月下旬(予定) 審査委員会

## 9 応募辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、4の(2)に示す提出期限までに、応募辞退届(様式第7号)を提出すること。なお、辞退の届出は郵便若しくは宅配便により提出すること。

※郵送の場合は、「特定記録郵便」としてください。

## 10 契約の締結

(1) 審査委員会が選定する最優秀提案者を、契約候補者として当該業務に係る随意契約の相手とする。

- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、美波町と契約候補者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に契約を締結する。契約書を作成し、その契約条項については、契約候補者と協議して定める。

#### 11 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書、その他書類は、原則返却しない。